

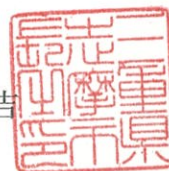


志摩市告示第114号

志摩市地域営農施設支援対策事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 19 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市地域営農施設支援対策事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

志摩市地域営農施設支援対策事業助成金交付要綱(令和6年志摩市告示第69号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱

第1条中「志摩市地域営農施設支援対策事業助成金」を「志摩市地域営農施設支援対策事業補助金」に、「助成金」を「補助金」に、「志摩市助成金等交付規則」を「志摩市補助金等交付規則」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第3条中「助成金」を「補助金」に、「交付対象者」を「交付の対象となる者」に、「事業」を「補助対象事業」に、「地域営農団体等」を「地域営農団体」に改める。

第4条第1項中「助成金」を「補助金」に改める。

第5条第1項中「助成金」を「補助金の交付」に、「若しくは増設又は改修」

を「又は増設若しくは改修」に、「要する経費」を「要する費用(消費税等を除く。)」に改め、同条第2項中「10万円に満たない経費」を「補助対象経費が10万円未満の場合」に、「補助の」を「補助金の交付の」に改める。

第6条の見出し中「助成金」を「補助金」に改め、同条第1項中「助成金」を「補助金」に、「とする」を「とし、50万円を上限とする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「助成金」を「補助金」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条を次のように改める。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の実施前に、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施の位置図

(2) 見積書等

(3) その他市長が必要と認める書類

第8条中「交付を決定したときは、規則第6条に規定する助成金等交付決定通知書により、当該申請者に通知する」を「補助金の交付の可否を決定する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

第9条中「前条の規定により助成金」を「前条第1項の規定による補助金」に改め、同条第1号中「助成金」を「補助金」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し中「又は中止」を「、中止又は廃止」に改め、同条第1項を次のように改める。

第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容若しくは経費の配分を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ志摩市地域営農施設支援対策事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第11条第2項中「に規定する計画書の提出」を「の規定による変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)の承認申請」に、「妥当」を「適当」に、「事業変更計画認定書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする」を「補助金の交付の変更等の決定をする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、前項の規定により補助金の変更等の決定をしたときは、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

第11条を第10条とする。

第12条及び第13条を削る。

第14条第1項中「事業の実績を報告するときは、規則第9条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、事業」を「補助対象事業」に改め、「完了後速やかに」の次に「その実績を」を加え、「提出」を「報告」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による報告は、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は支払ったことが確認できる書類
- (2) 補助対象事業内容の分かる写真

第14条に次の1項を加える。

3 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了に伴い市長が指示する完了確認調査に協力しなければならない。

第14条を第11条とする。

第15条の見出し中「助成金」を「補助金」に改め、同条中「補助対象事業の報告」を「実績報告」に、「報告書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その助成金の交付を受けた者」を「当該報告に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により交付決定者」に改め、同条を第12条とする。

第16条の見出しを「(補助金の交付)」に改め、同条中「前条の規定により助成金の額の確定を受けた交付決定者は、規則第12条第1項に規定する助成金交付請求書を市長に提出する」を「補助金の交付は、交付すべき補助金の額が確定した後、交付決定者から志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付請求書(様式第7号)による請求を受けて行う」に改め、同条を第13条とする。

第17条の見出しを「(交付決定の取消し及び返還)」に改め、同条第1項中「補助対象事業の完了又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付決定者に対して指示する」を「交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に補助金の交付を受けるものとして不適当と認めたとき。

第17条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志

摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

第17条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金返還命令書(様式第9号)により当該交付決定者に通知するものとする。

第17条を第14条とする。

第18条及び第19条を削る。

第20条中「助成金」を「補助金」に改め、同条を第15条とする。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付申請書

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金の交付を受けたいので、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

実施場所	志摩市	町	番地内
事業の目的			
補助金交付 申請額	円		
購入費用 (補助対象経費) ※消費税等を除く	補助対象の金額(円)	左の金額の内訳(円)	
	円	市補助金	円
		自己資金	円
		その他資金	円
事業の内容 (購入するもの) (主な農作物)			

交付資料	(1)事業実施の位置図(縮尺 1/5,000 以上の位置図) (2)各購入物の金額が分かる書証(見積書) ※申請者の名称等が記載されたもの (3)その他(必要と認める書証)
備考	

※ 補助金の額は、購入額のうち対象経費(税共)に2分の1を乗じた額とし、1,000

円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、500,000円を上限とする。

※ 補助対象経費が 100,000 円に満たない場合は補助の対象とならない。

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市長

印

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました志摩市地域営農施設支援対策事業補助金の交付について、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

1 補助金の交付決定事項

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 対 象 経 費	円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
4 備 考	

2 補助金の交付却下理由

--

様式第3号(第10条関係)

志摩市地域営農施設支援対策事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた志摩市地域営農施設支援対策事業補助金について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

実施場所	志摩市	町	番地内
補助金交付 申請額	変 更 前	円	
	変 更 後	円	
補助事業等の 変更内容	変 更 前		
	変 更 後		
購入費用 (補助対象経費) ※消費税等を除く		予算額 (円)	左 の 財 源 内 訳
			市補助金 自己資金 その他
	変 更 前		
	変 更 後		
変更(中止・廃止) 理 由			
添付資料	当初の申請から変更があったもの		
備考			

※ 補助金の額は、購入額のうち対象経費(税抜)に2分の1を乗じた額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、500,000円を上限とする。
補助対象経費が100,000円に満たない場合は、補助の対象とならない。

様式第4号(第10条関係)

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

年 月 日付け 第 号で申請のありました志摩市地域営農施設支援
対策事業の変更(中止・廃止)については、次のとおり交付決定の内容を変更しましたので、
志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定事項

1 補 助 年 度	年度	
2 補 助 対 象 経 費	変 更 前	円
	変 更 後	円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額	変 更 前	円
	変 更 後	円
4 備 考		

様式第5号(第11条関係)

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました志摩市地域営農施設支援対策事業補助金に関し、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

1 設置・購入完了日

設置・購入完了日	年 月 日
----------	-------

2 実績精算額

資材・農機具等 購入精算額 (補助対象経費) ※消費税等を除く	決算額(円)	左の財源内訳(円)		
		市	補	助
		自	己	資
		そ	の	他

3 実績精算額の内訳

資材名・品名等	精算額(購入金額)
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

添付資料	(1) 領収書又は支払ったことが確認できる書類
	(2) 事業内容の分かる写真 (納品時、施工前、施工後、使用状況等の写真)

様式第6号(第12条関係)

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定しました志摩市地域営農施設支援
対策事業補助金の交付額について、下記のとおり決定しましたので、志摩市地域営農施設
支援対策事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額 _____ 円

様式第7号(第13条関係)

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記の金額を請求します。

1 請求金額		円
2 交付決定額	円	補助金交付決定通知書 第 号 年 月 日
3 交付確定額	円	補助金交付確定通知書 第 号 年 月 日

振 込 先	
金融機関名	
口座の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第8号(第14条関係)

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付について、志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり交付の決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定取消額 _____ 円

2 交付の決定を取り消す理由

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第14条関係)

第 年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市地域営農施設支援対策事業補助金返還命令書

交付済みの志摩市地域営農施設支援対策事業補助金について、志摩市地域営農施設支援
対策事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 返還期限 年 月 日

附 則
この告示は、令和9年4月1日から施行する。